

京業セン発 02-19 号事
令和 02 年 9 月 25 日

各協会(団体)及び関係各社 御中

京都タクシー業務センター

JR 宇治駅のりばでの喫煙について

宇治市より連絡です。

最近、JR 宇治駅のタクシー待機場で、①運転者が喫煙している②無断で灰皿を設置したり、側溝に吸い殻をポイ捨てしている、③鳩に餌やりするタクシー運転者がおり、これを注意した人と口論になり警察が出動した——等の苦情が寄せられています。

宇治市では「**宇治市観光地における路上喫煙等禁止条例**」が施行されており、**宇治駅付近では路上喫煙が禁止**されています。当然、タクシー待機場も含まれますので、同地での喫煙はできません。また、**無断で公有地に私物を置く行為は撤去**の対象となります。

また、多数の人が利用する駅構内で、野生動物に餌付けを行う行為は、車両が糞で汚されたり、アレルギーが発症するなどの被害が予想されることから自粛すべきです。

公有地で営業を行う以上、**ルール・マナー違反の行為**は市民や観光客から厳しい非難を受けます。

コロナ禍により厳しい営業状況にあることは理解しますが、最低限、定められたルールを順守することは当然です。これ以上、苦情を受ける前に、**お互いに注意しあい、適切なりば運営に努めてください。**

以上

上記につきまして、貴社乗務員・貴組合員へ周知徹底をお願い致します。